

令和5年度 香川県外国人材日本語能力向上支援補助金 Q & A (R5.8.22 更新)

Q1 中小企業基本法に規定する中小企業や監理団体・登録支援機関以外に、どのような事業実施主体が考えられますか。

交付要綱第3条第1項において、事業実施主体となる中小企業等の定義を「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者であって県内に事業所を有する者」としており、「これに準ずる事業者」には、農事組合法人（農業経営を行うもの）や社会福祉法人等の外国人材を雇用する法人、個人事業主等も含むものと考えております。

また、交付要綱第3条第2項において、事業実施主体となる監理団体等に、「中小企業等を主な構成員とする法人」を含んでおりますが、例として、雇用している外国人材に対する日本語教育や生活支援を共同で行うことを目的として設立した法人組織等が挙げられます。

事業実施主体に該当するか判断に悩まれる場合には、事前に労働政策課までご相談ください。

Q2 補助金の対象となる事業は、具体的にどのようなものが考えられますか。

以下のような例を想定していますが、他にも外国人材の日本語能力向上に効果的に寄与する事業と認められれば、対象となる可能性がありますので、事前に労働政策課までお気軽にご相談ください。

- 外部の日本語講師を企業や周辺施設に招き、外国人材向けの日本語講座を実施する
- 外国人材に書籍やアプリなどの日本語学習教材等を提供し、担当者が、学習状況の確認や質問対応等を実施して、進捗管理や学習補助を行う
- 外国人材が地域の日本語教室等に通学する
- 外国人材に、外国人向けのオンライン日本語学習講座や通信制日本語学習講座を提供し、担当者が学習状況の確認や質問対応等を行う
- 日本語指導者養成のための研修に、外国人材の日本語能力向上に携わる担当者が参加し、外国人材への日本語指導や学習管理に活かす

Q3 外国人材に日本語学習教材等を提供する事業を実施する場合に留意すべきことはありますか。

日本語学習教材（書籍、アプリなど）を提供するのみでは、補助対象とはなりません。担当者が、定期的（例：週1回、月2回など）に、学習の指導や管理、理解度の確認、質問対応等を行う機会を設け、外国人材の日本語能力向上に効果的に寄与するようにしてください。その際、進捗管理表等（様式自由）により、進捗状況の確認等の様子がわかるようにしてください。

Q4 外国人材にオンライン日本語学習講座を提供する場合、どの経費が補助対象となりますか。

オンライン日本語学習講座受講に係る受講料、教材費（送料は含まれない）、印刷費が対象となります。パソコン等の機器の購入費やインターネット環境の整備・通信費は対象になりません。

Q 5 日本語指導者養成のための研修を補助対象とする場合に留意すべきことはありますか。

当該研修の受講のみを単独で事業とすることはできません。補助対象経費の発生の有無にかかわらず、研修に参加した担当者による、日本語指導や質問対応等の外国人材の日本語能力向上の取組みも事業に含めて、事業計画書を作成してください。

Q 6 補助対象期間は「交付決定日から」となっていますが、事業計画書には、いつからの事業を記載したらよいですか。

令和6年1月22日（月）まで随時申請を受け付けします。交付決定は、毎月概ね20日前後までにご提出いただいたものについて審査を行い、問題がなければ翌月1日付けで交付決定を行います（※）。よって、このスケジュールを踏まえ、交付決定見込み日以降に実施する事業について、記載してください。事前に担当者までお問い合わせの上、事業計画書を作成することを推奨します。

※補助事業の内容等によっては、この限りではありません。可能な限り柔軟に対応しますので、お気軽にご相談ください。

Q 7 補助事業の自己負担分については、事業者が全額負担する必要がありますか。

原則として、事業者が全額負担してください。外国人材に経費の負担を求める場合は補助の対象になりません。

監理団体等が事業者となる場合に、自己負担分を事業対象である外国人材を雇用している中小企業等から徴収することは差し支えありません。ただし、補助金額と徴収金の合計が事業費の総額を上回る場合は、補助金額を減額することで調整を行います。

Q 8 講師等の謝金や旅費の算定に規定はありますか。

講師等の謝金について、特に制限はありませんが、適当と考えられる額にしてください。旅費については、実費相当分又は補助事業者における旅費規程等に準じた合理的な経路によるものとしてください。

Q 9 監理団体と実習実施者がそれぞれ補助事業を申請することはできますか。

監理団体と、その監理団体の実習監理を受ける実習実施者双方からの申請を妨げるものではありませんが、同じ技能実習生に対して、重複して監理団体と実習実施者が補助事業を実施することは効率的とは言えませんので、補助対象としかねる場合があります。

双方が補助対象事業者となり得るケースとしては、例えば、技能実習1・2号向けの基礎的な講座を監理団体で実施し、3号向けの個別の日本語指導は実習実施者で行う場合などが考えられます。

Q 10 補助要件を満たした事業は必ず補助の対象となるのですか。

補助金は予算の範囲内で交付します。そのため、予算の上限額に達した場合、募集期間内でも受付を終了することがあります。募集状況は県ホームページで随時お知らせしますので、ご確認ください。

Q11 企業内で実施する日本語教室を補助対象とする場合、補助事業の対象とならない外国人が参加することは問題がありますか。

企業内で実施する日本語教室に、補助対象外の在留資格の外国人材や他企業の外国人材等が参加すること自体は差し支えありません。この場合、交付要綱第4条の表9（1）にあるとおり、講師謝金や講師旅費、会場使用料等の事業実施に係る経費については、参加者数で按分した額に補助事業の対象とならない参加者数を乗じて算出した額を控除して補助対象経費を算出してください。詳しくは、「記入例」をご参照ください。

Q12 監理団体の認可を受けた協同組合が同時に登録支援機関の登録も受けており、技能実習生と特定技能1号外国人材双方を対象にして日本語講座を開設している場合、どのように申請したらよいですか。また、この日本語講座に、構成員の中小企業で就労する技術・人文知識・国際業務の在留資格の外国人材が参加している場合、補助対象に含めてよいですか。

事業者概要にて、監理団体として技能実習生の実習監理をしていること及び登録支援機関として特定技能1号外国人材に対する支援をしていること双方についてご説明の上、技能実習生・特定技能外国人材両方を対象に含めて事業計画を作成し、ご申請ください。

また、構成員の中小企業で就労する補助対象の在留資格の外国人材であれば、外国人材の語学レベルに合った課程が提供されている場合、補助対象に含めて構いません。これについても、事業計画書でわかるようご説明ください。

Q13 申請時点において入国後講習の受講中で、業務従事開始前の技能実習生を事業の対象となる外国人材に含めてもよいでしょうか。

申請時点において、雇用契約を結んでおり、かつ（必要な場合）出入国在留管理庁の在留資格審査を完了している外国人材であれば、自ら雇用又は実習監理を行うことが確実であるとして、事業の対象となる外国人材に含めていただいて構いません。

Q14 事業完了から補助金交付までの流れを教えてください。

事業完了日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出してください。補助対象経費については、2月末日までに支払いを完了させるようにしてください。支払いが完了していない経費は、補助対象経費から除外することとなります。

実績報告書には、事業実施報告書、収支決算書、その他知事が必要と認める書類を添付いただきます。収支決算書には、補助対象経費全額について、領収書、振込依頼書（控）、振込明細書等の支払を証明する書類の写しを添付してください。また、事業実施実績の確認できる資料を添付してください。例として、日本語指導の様子を撮影した写真、実施状況・確認状況がわかる日本語教材の進捗管理表の写し、オンライン講座の修了証や進捗状況表等です。

必要に応じて現地調査を行うこととしておりますので、その際は担当者の立会をお願いします。

Q15 補助事業変更承認申請が必要となるのはどのような場合ですか。

補助対象経費の20%を超える変更がある場合には、原則として申請が必要となりますので、労働政策課まで速やかにご相談ください。その他、事業の目的や中核となる内容に変更を伴う場合にも変更申請が必要となります。

変更申請が必要か否かについては、事前に労働政策課までご相談ください。

Q16 補助金が交付されるのはいつですか。

補助金の交付は事業終了後の精算払となります。実績報告書審査及び必要に応じて行う補助金調査の後に補助金額の確定を行いますので、その後に補助金交付請求書を提出いただき、交付手続きを行います。